

広島市告示第580号
令和7年12月26日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

廃止年月日	事業所の名称	所在地	事業者(法人)の名称
平成30年12月31日	ホワイト歯科往診クリニック	広島市南区東雲本町一丁目12番24号 篠崎ビル1F	医療法人社団正人会
令和7年5月31日	ニチイケアセンター広島西	広島市西区三篠町三丁目10番2号 米村ビル1階	株式会社ニチイ学館
令和7年6月30日	サンキ・ウエルビィ介護センター広島東	広島市東区曙五丁目3-5	サンキ・ウエルビィ株式会社
令和6年10月31日	訪問介護事業所りらっくす井口	広島市中区寺町2-22	有限会社リラックス
令和7年3月31日	株式会社フロンティア広島営業所	広島市南区仁保新町二丁目1-23 仁保新町ビル1階	株式会社フロンティア
平成27年4月30日	訪問介護事業所 花の木	広島市中区幟町14番2号 ウエセン幟町302	有限会社 花の木会
令和7年3月31日	デイサービスセンターすずはり	広島市安佐北区安佐町大字鈴張字力石 2025番地1	医療法人社団花水木会